

山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画の概要について

鳥獣保護管理法*1 第 4 条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成 28 年 10 月告示第 100 号)」を踏まえて本計画を定めるもの。

* 1 : 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

1 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (5 年間)

2 鳥獣保護区、特別保護地区等に関する事項

(1) 鳥獣保護区、特別保護地区の指定

【県指定鳥獣保護区の指定計画】〈第 11 次計画末〉 89, 213ha ⇒ 〈第 12 次計画末〉 80, 847ha

【うち特別保護地区の指定計画】〈第 11 次計画末〉 5, 568ha ⇒ 〈第 12 次計画末〉 5, 568ha

- 鳥獣保護区の指定区域で狩猟を禁止し、このうち特に生息環境の保全の必要がある区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全。
- イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類の生息地等は、原則として 20 年の期間で指定・更新
- イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマが増加し、狩猟による捕獲が必要になった鳥獣保護区については、区域を縮小又は廃止

(2) 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定【新設】

【狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画】〈第 11 次計画末〉 0ha ⇒ 〈第 12 次計画末〉 7, 720ha

- イノシシ等の増加を理由に縮小又は廃止する鳥獣保護区の区域について、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマを除き狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として新たに指定

3 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

希少鳥獣	絶滅危惧種など希少な鳥獣	環境大臣指定の希少鳥獣 (イヌワシなど)	⇒ (環境大臣が捕獲許可)
		県レッドリストの絶滅危惧種 (フクロウなど)	⇒ 生息状況等に応じて保護を推進
狩猟鳥獣	狩猟の対象として資源的価値を有する鳥獣で環境大臣が指定 (ツキノワグマなど)		⇒ 生息状況、被害発生状況に応じ保護・管理を推進
外来鳥獣等	本来本県を生息地とせず、人が海外等から持ち込んだ鳥獣 (アライグマなど)		⇒ 根絶・抑制するために積極的な捕獲を推進
指定管理鳥獣	全国的に生息数等が増加する鳥獣で環境大臣が指定 (イノシシ、ニホンジカ)		⇒ 積極的な捕獲により適切な管理を推進
一般鳥獣	上記以外の鳥獣 (ニホンザルなど)		⇒ 生息状況、被害発生状況に応じ保護・管理を推進

(2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

① 県が定める管理計画に基づく個体数の調整を目的とする捕獲の許可基準

- 〈対象種〉ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ
- 〈捕獲する数〉対象種について定める管理計画に基づき市町村毎に定める数
- 〈許可対象者〉銃猟免許等の狩猟免許を所持する者及びこれを従事者とする市町村等の法人

② 鳥獣による生活環境、農林水産業等に係る被害の防止を目的とする捕獲の許可基準

- 〈対象種〉現に被害を発生させ又はそのおそれのある鳥獣
- 〈捕獲する数〉被害防止の目的を達成するために必要な数
- 〈許可対象者〉銃猟免許等の狩猟免許を所持する者及びこれを従事者とする市町村等の法人

許可対象者の範囲を拡大

狩猟免許を所持していなくとも許可の対象に含める者

第 1 1 次計画の範囲	第 1 2 次計画で新たに加える範囲
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅内で小型鳥獣を捕獲する被害者 ○ 卵の手取りやドライアイス処理等を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自らの事業地で小型箱わな等を用いてアライグマ、ハクビシン等の小型鳥獣を捕獲する農林業者 ○ 自らの事業地で囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカを捕獲する農林業者 ○ 巢の撤去に伴い、カラス、ドバト等のヒナ・卵を捕獲・採取する者

③ その他の目的で行う捕獲の許可基準

- ⇒ 学術研究、傷病鳥獣の保護、動物園展示、人工養殖、伝統的祭礼等の捕獲目的を遂行するために必要な対象種、捕獲する数、許可対象者等を設定

4 その他の記載事項

(1) 管理計画 (第二種特定鳥獣管理計画) の作成方針

- 第 12 次計画の期間においては、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシに加え、本県で生息が拡大しているニホンジカの生息数の減少と行動域の抑制を目的に管理計画を策定。

(2) 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域の指定

- 人への危険防止が必要な場所を特定猟具使用禁止区域に指定 (10, 847ha) し、銃猟等を禁止。
- 鉛散弾による環境汚染が懸念される場所を指定猟法禁止区域に指定 (338ha) し、鉛散弾の使用を禁止。

(3) 鳥獣の生息状況の調査の実施

- 希少鳥獣の生息状況、ガン・カモ等の渡来数、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ等特に管理が必要な鳥獣の生息数・行動域等を把握するために各種調査を実施。

(4) その他、鳥獣保護管理事業の実施体制、普及啓発など

- 鳥獣保護区の管理等を担う鳥獣保護管理員 (52 名) を任命、狩猟者の育成・確保を推進。
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応、鳥獣との接し方等への普及啓発を推進。

第3期山形県ツキノワグマ管理計画の概要について

1 計画策定の目的

県内に生息するツキノワグマについて、鳥獣保護管理法*¹に基づき、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に減少させるとともに、その行動域を適正な範囲に抑制し、農林業被害の軽減及び人身被害の防止を図ることを目的とする。

* 1:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

2 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 ツキノワグマに関する現状

- 本県において、ツキノワグマは県全域に分布、平成 28 年 4 月の時点で約 2,600 頭が生息していると推定。
- 第 1 期及び第 2 期の計画においては、推定生息数に基づいて年度毎に捕獲数上限を設定し、個体数管理を行ってきた。この間、総計 1,582 頭、年平均 198 頭の捕獲が行われてきたが、平成 28 年度の推定生息数は過去最も多い数となった。

年度（4月～3月）	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計 画 策 定期			保護管理計画 第 1 期			保護管理計画 第 2 期			管理計画	
捕 獲 数 上 限 (頭)			205	218	229	230	231	262	263	281
推 定 生 息 数 (頭)	1,523	1,611	2,016	2,000	2,036	2,223	2,566	2,378	2,452	2,590
捕 獲 数 計 (頭)	126	167	133	233	143	286	139	234	166	260

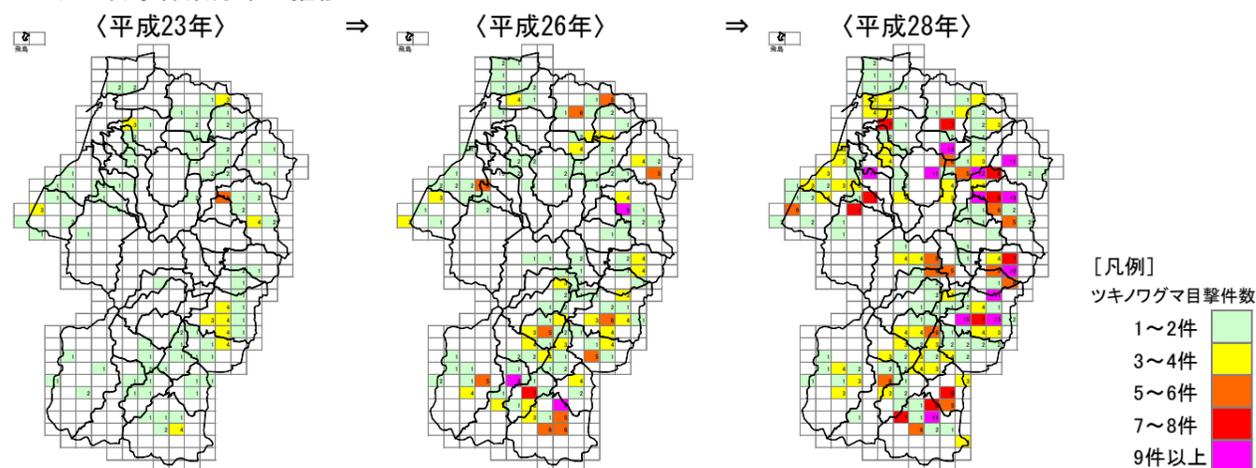
※H28 の狩猟による捕獲数は平成 29 年 3 月時点で未確定のため、捕獲数に含まない。

- ツキノワグマによる人身被害は、山中での被害（山菜採り、キノコ採りなど）が中心であるが、県民から寄せられる目撃件数は増加傾向にある。目撃件数の多い年に市街地出没や人家侵入等が発生していることを考慮すると、山中以外で人身被害が発生する危険は高いことが懸念。

ツキノワグマの目撃件数、人身被害件数（警察本部調べ）

年（1月～12月）	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
目撃件数	51	66	64	288	142	446	208	315	225	575
人身被害発生件数	3	2	2	11	4	5	0	2	1	2
うち山林以外での発生				7	2	1				

ツキノワグマ目撃件数分布の推移



4 管理の目標と具体的な管理方式

(1) 基本目標

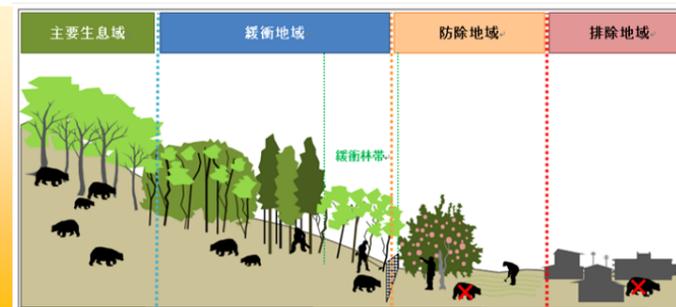
長期的な観点から計画的な管理を実施することにより、ツキノワグマの地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に管理するとともに、その行動域を適正な範囲に抑制し、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマとの適切な関係を構築することを目標とする。

(2) 計画の内容

◆具体的な管理の進め方

ツキノワグマが活動又は出没する地域の区分に応じた総合的な対策の実施

- ①主要生息域
(ツキノワグマが主に生息:奥山の森林地域)
- ②緩衝地域
(ツキノワグマと人の活動が重複:里山林地域)
- ③防除地域
(農業等の人の活動が活発:農地等の地域)
- ④排除地域
(人が日常的に活動:市街地、集落内の地域)



生息環境管理の実施

- ①主要生息域…鳥獣保護区の設定等による生息環境の保全
- ②緩衝地域…里山林の活用及び緩衝林の整備等の推進による緩衝機能の回復
- ③防除地域…廃果等の適正処理の徹底
- ④排除地域…河川や公園等の下草刈りの実施

被害管理と防除対策

- ③防除地域…電気柵の設置と維持管理の徹底の推進
- ④排除地域…柵設置等による侵入防止等

捕獲対策の実施

- ・ 地域区分に応じた捕獲許可を実施

捕獲許可の方針

	〔県許可〕	〔市町村許可〕
主要生息域	個体数調整のための春季捕獲のみ	人を襲う個体等に限定して捕獲
緩衝地域	被害防除実施後でも物的被害の場合	
防除地域		人が活動する時間や場所に出没の場合等
排除地域		出没の場合

◆具体的な目標

個体数管理の実施

- ・ 第 1 期及び第 2 期の各計画では、計画期首の生息数水準（約 2,000～2,100 頭）の維持を目標に個体数管理を行ってきたことから、本計画においても、計画期末の推定生息数が、概ね 2,000 頭になること目標に各年度の捕獲水準（H29：380 頭）を調整していくものとする。

計画期首（H29 年度初）

生息数水準 2,590 頭



目標（H33 年度）

生息数水準 概ね 2,000 頭

第 3 期山形県ニホンザル管理計画の概要について

1 計画策定の目的

県内に生息するニホンザルについて、鳥獣保護管理法*1に基づき、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に減少させるとともに、その行動域を適正な範囲に抑制し、農林業被害の軽減及び人身被害の防止を図ることを目的とする。

* 1 : 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

2 計画の期間

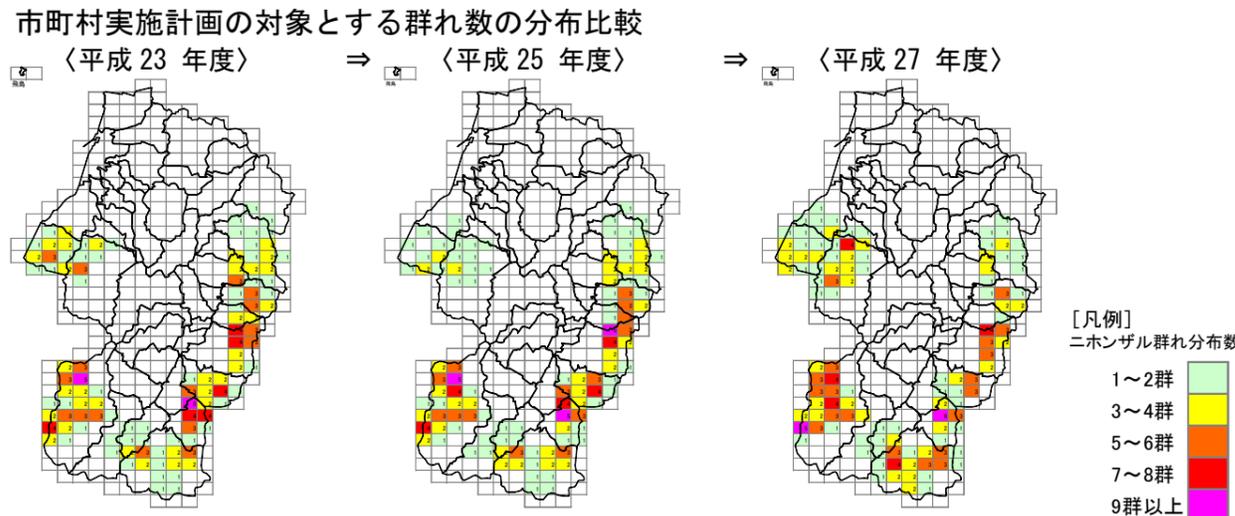
平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 ニホンザルに関する現状

- 本県において、ニホンザルは県全域に分布、概ね 100 群前後の群れが確認されており、群れに加わらない個体を含め、3,000 頭から 5,000 頭程度（概ね 4,000 頭前後）と推定。
- ニホンザルによる農作物被害は果樹を中心に多く、平成 10 年から平成 18 年までは 2 億円前後の高い被害額で推移し、その後、減少傾向にあるものの、平成 27 年度は 6 千 4 百万円と依然被害は少なくない状況にある。



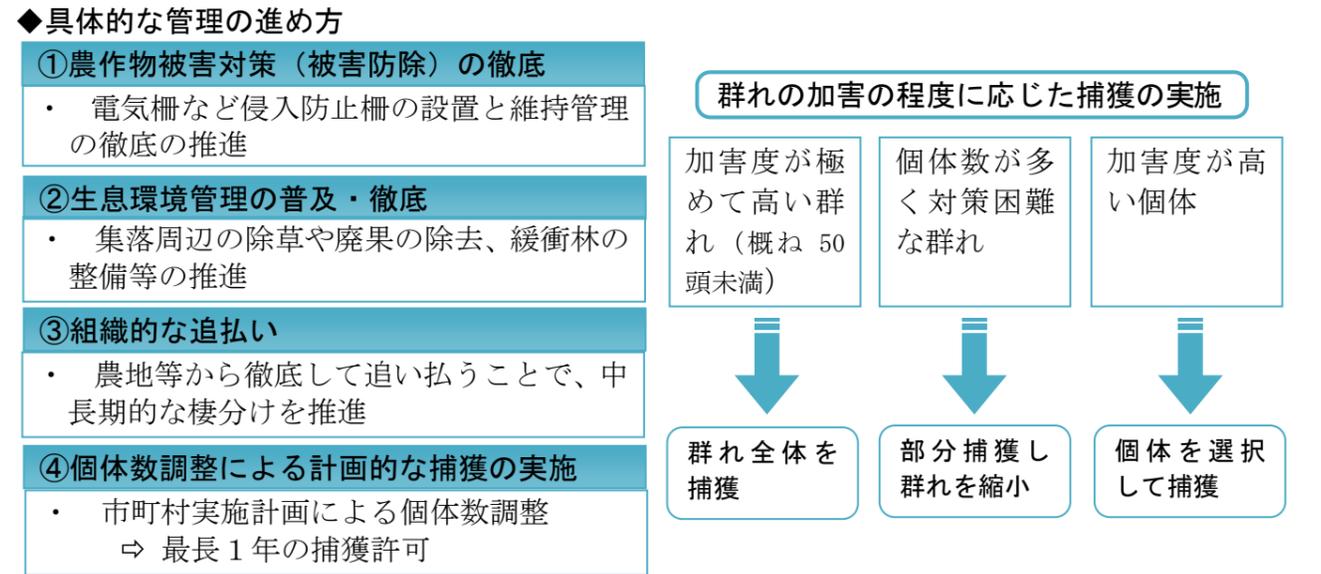
- 第 1 期計画（平成 19～23 年度）及び第 2 期計画（平成 24～28 年度）において、市町村がニホンザル管理事業実施計画（以下「市町村実施計画」）を策定し、1 年間以内の期間で個体数調整として捕獲を実施してきた。
- 県の東部の群れに変化は少ないが、県の西部（鶴岡市、小国町）で群れが行動を活性化しているとみられるほか、現在被害のない地域において新たな被害発生が懸念される。



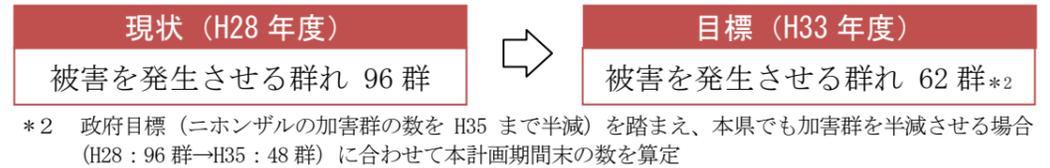
4 管理の目標と具体的な管理方式

- (1) 基本目標
 - 本県において、ニホンザルが農地や集落など人の生活領域に接近、侵入することを防止し、被害を発生させる状況を可能な限り減らしていくとともに捕獲等の実施により、被害を加える群れ又は個体の数を中長期的に減少させ、人とニホンザルとの共存を図ることを基本目標とする。

(2) 計画の内容



- ◆具体的な目標
- 1) 加害する群れの低減
 - 県内において農作物被害、林産物被害又は生活被害のいずれかの被害を発生させる群れ（加害群）96 群に対し、上記①～④の管理を実施し、被害も発生させない群れに転じさせ、もしくは群れごと除去することで、加害群を 62 群に低減させる



- 2) 被害地区における対策の実施
 - ニホンザルにより農作物被害、林産物被害又は生活被害のいずれかの被害が発生している 17 市町村 156 地区において、上記①～③の管理に取り組み、被害を軽減させる

上記①～③の管理の取組み	実施数 (H28 年度)	目標数 (H33 年度)
農作物被害対策（電気柵等侵入防止柵の設置・管理）	78 地区 (50%)	156 地区 (100%)
生息環境管理（刈払い、緩衝林整備、伐採の実施）	48 地区 (31%)	96 地区 (62%)
追払い等（追払い、電波発信機による調査、その他）	131 地区 (84%)	156 地区 (100%)